

0 1 . 6 0

無国籍人の権利能力の取扱い

無国籍人であって日本国内に住所又は居所を有する者及びパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国中の一国の領域内に住所若しくは居所を有する者は、特許権その他特許に関する権利を享有することができるものと解する（商標については、商標法条約の締約国を含む。）。

（改訂平成23・11）